第八条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第十五条第一項中「第十二項又は第十三項」を「第十三項又は第十四項」に、「第十二項及び第十三項」を「第十三項及び第十四項」に改める。

第十六条第五項中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第十七　雲仙天草国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第十四項」を「第十一条第十五項」に改める。

第十八　西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年三月環境省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第二十三項」を「第十一条第二十四項」に改める。

第十九　霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条、第三条及び第四条中「第十一条第十七項」を「第十一条第十八項」に改める。

第六条第五項中「第十一条第十三項」を「第十一条第十四項」に改める。

○防衛省告示第百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　自衛艦九隻

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等

自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年六月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成三十年六月三十日（予備、七月一日及び同月二日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　自衛艦九隻

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十八日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一二から同町大字剣吉字堤ノ上一六番一まで	前	一七・〇〇～一二・三〇メートル　〇・四二五キロメートル
	後	一七・〇〇～一二・二〇メートル　〇・四二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十八日

東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県九戸郡洋野町有家第二地割字向谷地四四番九から同町小子内第七地割字長坂五四番二八まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月十八日

○近畿地方整備局告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　二十九号　宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番五から同市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一まで

〃　〃　宍粟市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一から同市波賀町戸倉字宮ノ後一七〇番一〇まで

(二)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四)　占用の制限の開始の期日　平成三十年七月九日

(五)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所